

令和4年度

教育行政執行方針

陸別町教育委員会

令和4年陸別町議会3月定例会の開会に当たり、教育行政の基本的な考え方と主要な方針について申し上げます。

今日の社会は、少子・高齢化が進行し、地域経済や人々の暮らしに不安が広がる中で、人々の価値観や生活様式が大きく変わり、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、家庭・地域の教育力の低下などの課題が指摘されております。

中央教育審議会の答申「令和の日本型学校教育の実現に向けて」では、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するためにICTは必要不可欠とし、これまでの教育の実践とICTを最適に組み合わせる必要性を示しています。

本来生まれ育ったところによって、身につく力に大きな差があることはあってはならないとする教育の機会均等のもと、学びの充実と新型コロナウイルス感染症対策の両立に全力を挙げて取り組んでまいります。

教育委員会といたしましては、「陸別の子は陸別で育てる。」という理念のもと、子どもたちの成長を共に担うとともに、新生活スタイルに沿った、町民誰もが学びを活かす地域社会の充実、そして本町の恵まれた豊かな自然、地域資源を活かした教育行政の推進に努めてまいります。

第1に学校教育の推進であります。

学校教育につきましては、「社会で生きる力の育成」、
「豊かな人間性と健やかな体の育成」、「地域総がかりで
学びを支える体制の構築」、「学びをつなぐ学校づくりの
実現」を柱とし、本町の特性を活かした「地域とともにあ
る学校づくり」に取り組んでまいります。

子どもたちの健康と安全を守りながら学びを保障してい
くことができるよう、主体的・対話的で深い学びを実践し、
児童・生徒に将来必要な資質・能力を身に付けさせるとと
もに、道徳科、ふるさと科、土曜授業や読書活動などを通
して、急激に変化する社会を生き抜く力と、変化の本質を
見抜き、主体的に社会に参画できる力を身に付けさせ、ふ
るさとへの誇りや愛着、思いやりの心など、豊かな教養に
基づく、社会に貢献する力を育てまいります。

また、全国体力・運動能力、運動習慣等調査などの活用・
分析により、小中連携による体力向上、健康教育の充実、
新型コロナウイルス、インフルエンザなどに対する予防、
感染症対策及びフッ化物洗口の実施により、家庭や地域と
連携した健康的な生活習慣の確立と、健康面に対する正し
い知識の周知徹底に努めるとともに、新しい生活様式のも

とで取組を引き続き推進してまいります。

現在陸別小学校と陸別中学校では、「学力の定着」、「豊かな人間性と社会性の育成」、「9年間を見通した一貫性・継続性のある指導」、「ふるさと教育の充実」などの取組を重点目標として小中一貫教育を推進しておりますので、引き続き「学校運営協議会」、「地域学校協働本部」が一体となって連携し、学校、地域全体で教育の質を向上させ、持続可能な社会の創り手となるよう取り組んでまいります。

特別支援教育についても組織的・継続的な取組を進め、陸別町子ども発達支援連絡会の定例開催など、関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実を図ってまいります。

児童生徒には一人1台のタブレットなどの情報通信端末機器を配備し、デジタル教科書の導入促進、ICT支援員の配置など、ICTを効果的に活用した授業実践の普及に努めるとともに、全国学力・学習状況調査などの活用・分析、英語指導助手等による小中学校の英語力・コミュニケーション能力の向上に努めてまいります。

陸別町保・小連携連絡会推進会議では、スタートカリキュラムを作成し、保育所園児の小学校への入学がスムーズに繋がるよう、交流や参観を実施して、小学校と保育所の連携の充実に努めてまいります。

学校施設における教育環境の充実につきましては、子どもたちの安全な学習・生活の場、地域住民の防災拠点として、学校施設の改修整備を計画的に推進します。すでに教室に完備されているエアコンを職員室等にも拡充し、整備済みの空調機器、水道蛇口改修、体温計測器、消毒器、二酸化炭素濃度測定器等とともに充実を図ってまいります。

また、陸別小学校における公務補業務委託につきましては、新たに障害就労支援者を雇用し、指導職員とともに業務を遂行することといたしました。このことにより障がい者の一般就労への定着と子どもたちが障がいのある方と接する機会をもつことにより、福祉教育、情操教育の推進を図ってまいります。

信頼される学校づくり、信頼される教職員になるために、地方公務員である公立学校の教職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっ

ては、全力をあげて職務に専念することが、サービスの根本基準として定められています。

学校教育は町民の信頼の上に成り立つものであり、教職員一人一人がサービス規律の確保や法令遵守について、高い意識をもつことが求められていることから、校長教頭会議、職員会議などを通し全体で意識の高揚を図ってまいります。

子どもたちや学校現場を取り巻く環境は大きく変化していますが、学校長の経営方針に基づき、「すべての子どもたちの可能性を引き出す。」という創意工夫ある取組へとつなげ、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、校内、関係機関等における研究活動の充実、研修会への参加、教育局指導主事の指導を受けながら、子どもたちの学びの保障と感染予防の両立に向けて、使命感を持って取り組んでまいります。

教職員の長時間労働を改善するため、「学校における働き方改革陸別町推進プラン」に基づき、学校閉庁日や部活動休養日の取組、学習支援員、特別支援補助員、事務補助職員の配置、また小学校教科担任制導入に向けた、中学校教諭による英語専科、教員免許所有の教育委員会職員によ

る理科専科の授業などに取り組み、その効果検証と改善を図りながら、着実に進めてまいります。

子どもたちが様々な人々と関わり、多様な経験を重ねながら、たくましく成長していくためには、学校教育だけではなく、家庭や地域と連携することが必要であります。

いじめやネットトラブル、不登校など、様々な課題を解決するためには、学校全体で未然防止、早期発見、早期対応に取り組む細やかな対応が重要ですが、家庭学習の習慣化と SNS、テレビゲームなどに依存しない望ましい生活習慣の定着に向けて、学校・家庭・地域・行政が連携を深め取り組んでまいります。

また、子育て、家庭環境の充実、支援に向けた保護者負担軽減のため、就学援助費、修学旅行費の一部助成、奨学資金の貸付と各種検定料の無償化については継続してまいります。

児童生徒の安全確保につきましては、日頃から登下校時における児童生徒に対する指導をはじめとして、「春、冬の通学路の点検」や「交通安全教室」、「一日防災学校」を開催して、関係機関と連携した推進体制の構築と自己防

衛意識の高揚を図るため、安全教育の指導に取り組んでまいります。

また、小学校においては、子どもたちを地域の日で見守る校区支援ネットワークの取組に対して、市街地の全自治会からご賛同をいただき、情報の共有化と安全確保に努め、登下校時の街頭指導にご協力をいただいております。

スクールバスにつきましては、現在運行しております4路線のうち、小利別線の中型バス1台の更新を予定しておりますので、必要な予算を計上いたしました。

第2に社会教育・生涯学習の推進であります。

平成18年に戦後初めて改正された教育基本法には、新たに「生涯学習の理念」が加えられ、「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな生活を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において、学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とされています。

社会教育・生涯学習につきましては、「地域づくりにつながる生涯学習の充実」を柱とし、令和3年度からスタート

しました第9期陸別町社会教育計画に基づき、活力ある地域づくりを推進するため、生涯にわたる学習活動の促進に向けた多様な学習機会の充実、その推進に向けた人材育成、学習拠点としての社会教育施設等の機能充実など、町民が求めている学習メニューの提供のために関係機関・関係各課と連携してニーズの把握と拡充に努めてまいります。

町民への学校開放の拡充といたしましては、陸別中学校で一部の授業限定となりますが、自己の学習意欲を高め、子どもたちの学びを身近に感じていただけるよう、教室内での授業見学に取り組んでまいります。

公民館は地域の社会教育活動の拠点であり、地域の住民であれば誰でも気軽に利用できる地域のお茶の間の施設であります。現在配置している図書館司書の業務を拡げながら、図書室の活性化、読書活動の推進など公民館活動の充実を図ってまいります。また、町民の文化活動の拠点として重要な役割を果たすタウンホールは、老朽化が進んでおりますので、設備改修につきまして必要な予算を計上いたしました。

この2年中止が続いています「中学生等海外研修派遣事業」につきましては、この体験を通して生きる力が身につき、子どもたちの成長に大きく寄与している本町ならではの研修事業であります。小学校から取り組んでいます外国語活動、外国語科について、ホームステイ先などでその成果の進捗と効果などを検証し、改善を図りながら今後も継続してまいります。また令和3年度まで参加者の自己負担は上限を10万円としていましたが、保護者負担軽減のため、大幅に減額した内容といたしました。

令和3年度まで取り組んでいました「冒険・体感 in とうきょう派遣事業」につきましては、令和4年度より事業内容を大きく見直し、地域の良さや課題、より良い町づくりの方策について、集団での様々な考える体験活動を通して、協調性や社会性などを育むとともに、コミュニケーション能力の向上を図り、地域活動に参画するリーダーを育成することを目的とする「魅力体感 in りくべつ事業」として、ネイパル足寄など近隣での宿泊体験をメインに実施し、その効果の検証と改善を図りながら取り組んでまいります。

学童保育所は共働き等による放課後の保育が困難な家庭を対象とする子育て支援事業であります。今後も小学校や保育所と連携し、待機児童を生じさせない方針を継続しながら児童の保育に努めてまいります。

文化の振興につきましては、芸術や文化活動への意識を高め、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となります。

本町の文化芸術活動は、陸別町文化協会加盟団体とふるさと劇場の活動が中心となっており、多くの社会教育団体が活躍している場でもあります。それぞれの団体は陸別町文化祭のほか、ふるさと劇場の芸術鑑賞事業、文芸誌「あかえぞ」、郷土史「郷土研究」の発刊、公民館講座の企画、学校支援など地域の教育力向上に直結する活動を続けています。人口減少や高齢化などにより、活動の縮小や活動内容の固定化など、活動団体を取り巻く環境は厳しい状況が続いていますが、町民による活発な文化活動が進められるよう支援してまいります。

文化財の保護と活用につきましては、町民の郷土に対する理解と関心を高めるとともに、地域の歴史や文化、風土

を内外に発信する上で大きな役割を担っています。

関寛齋資料館をはじめ、国指定史跡ユクエピラチャン跡や町指定文化財、郷土資料など恵まれた環境にありますが、町民の文化財保護の意識が十分に醸成されているとは言い難く、その活用と理解を得るためにも、移動研修や町民見学会、ふるさと科授業などに取り組み、より一層町内外へ文化財の発信を推進してまいります。

関寛齋の顕彰活動につきましては、関寛齋資料館などを核として、関寛翁顕彰会による研究や交流が行われており、この先人が残したすばらしい財産を次世代に継承するため、町民レベルでの活動が、活発に行われていますので、引き続き支援してまいります。

第3にスポーツの振興であります。

スポーツ基本法では、「スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄与するものである。さらにスポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠である。」と記されています。

地域交流・振興も目的の一つであり、地域の世代間交流に大きく貢献している「町民スポーツレク大会」や「スポーツの集い」などの自治会対抗のスポーツにつきましては、新型コロナウイルス感染症対策や各自治会の参加協力など、今後の継続開催に向けて、課題の整理に取り組んでまいります。

子どもから高齢者まで町民の健康増進を図るため、気軽に参加できるスポーツ教室やスポーツ大会を開催し、健康・体力づくりに取り組む機会の拡充に努めておりますが、人口減少によりスポーツ人口にも影響がみられ、さらにはスポーツ施設の老朽化が進んでおり、その対策が急務となっております。

スポーツ推進委員や体育連盟・スポーツ少年団、保健福祉センターとの連携を図りながら、スポーツを楽しむ機会や良好なスポーツ環境を整備するため、スポーツ団体への支援やスポーツ振興基金を活用した助成事業を進め、喫緊の課題でありますスポーツ施設などの計画的な整備、維持管理につきましては、「陸別町教育施設長寿命化計画」に基づき取り組んでまいります。

特に老朽化の著しい町民水泳プール改築については、最優先課題と位置付け、早急にその方向性を明確にしてまいります。

第4に給食・食育の推進であります。

学校給食は生きた教材として子どもたちの適切な栄養の摂取や健康の保持増進、食に関する正しい理解を深めるために提供されています。給食は望ましいエネルギー量やその他の栄養素の量が学校給食摂取基準で定められている他、衛生面に関しても学校給食衛生管理基準で厳しく管理されています。食物アレルギーをもつ子どもたちへの対応も個々に面談を行いながら、献立の工夫、給食物資の選定など、安全で安心できる給食の提供に取り組んでまいります。

給食業務において重要な役割を担う調理員等につきましては、安定的な人材確保に努めた運営に取り組むため、新たに給食センター職員の採用と調理員を調理等業務委託とするため、必要な予算を計上いたしました。

給食の時間における指導は、給食の準備から後片付けまでの一連の指導の中で、食事のマナーなどを習得させ、授業や収穫体験などを通して、食への興味を深める取組を進

め、食の大切さや感謝の気持ちが育まれるよう推進してまいります。

保護者や地域との連携につきましては、主に給食だよりを通じて給食及び食事についての情報提供を行い、陸別町給食センター運営委員会を開催するなど、理解と協力が得られるよう努め、年1回町民の給食試食会を引き続き実施してまいります。

これからも、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、その可能性を引き出す学びの充実に向けた教育環境の向上と、すべての町民が生涯にわたり、その生活を豊かにするため、スポーツや文化芸術活動を通じた健康増進、地域振興や共生社会の実現に向けて、学校、家庭、地域や各関係機関と連携を深め、職員一丸となって、現状に立ち止まらない積極的な教育行政を推進し、町民の付託に応えるよう努めてまいります。

町議会並びに町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。教育行政執行方針といたします。